

「第26回堺市中心市街地活性化協議会」の書面開催について

堺市中心市街地活性化協議会  
会 長 荻 田 俊 昭

拝啓 堺市中心市街地活性化協議会委員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。当協議会に格別のご高配とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和4年3月18日に予定しておりました「第26回堺市中心市街地活性化協議会」ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのまん延防止重点措置が延長されましたことをうけまして、書面での開催に変更させていただきたいと存じます。委員の皆様方におかれましてはご多忙の中ご予定いただいておりますところ、まことに恐縮ではございますが、事情ご高察の上ご了承賜りますようお願い申し上げます。

つきましては「第26回堺市中心市街地活性化協議会」の会議資料を同封させていただきます。会議資料をお読みいただき、ご意見がございましたら、別紙のヒアリングシートにご記入いただき、3月18日(金)までに事務局宛にメールかFAXでお送りいただきたいと存じます。

年度末でご多忙のところ恐れ入りますが、何卒よろしくお願い致します。  
時節柄、くれぐれもご自愛下さいませ。

敬具

記

【第26回堺市中心市街地活性化協議会 議事・報告事項】

1. 議 案

第1号 堺市中心市街地活性化基本計画の取組等に対する意見について

※本議案につきましては、資料はございません。計画期間が終了した堺市中心市街地活性化基本計画の取組結果等に対するご意見等がございましたら、別紙のヒアリングシートにご記入くださいます様お願い致します。

2. 報告事項

第1号 堺市中心市街地活性化基本計画の数値目標の結果について

第2号 中心市街地での事業について

- (1)「堺東駅南地区市街地再開発事業」
- (2)「市民会館建替え事業」
- (3)「大浜体育館建替え(武道館併設)事業」
- (4)「博愛ビル活用事業」

以上

## 添 付 書 類

### ○報告事項資料

- ・ 第 1 号 堺市中心市街地活性化基本計画の数値目標の結果について
  
- ・ 第 2 号 中心市街地での事業について
  - (1) 「堺東駅南地区市街地再開発事業」
  - (2) 「市民会館建替え事業」
  - (3) 「大浜体育館建替え（武道館併設）事業」
  - (4) 「博愛ビル活用事業」

### ○参考資料

- ・ 参考資料 1-1 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 3 年 4 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 1-2 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 4 年 3 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 2 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程（平成 3 1 年 1 月 1 0 日改正）
- ・ 参考資料 3-1 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 3 年 4 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 3-2 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 4 年 3 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 4 堺市中心市街地活性化協議会規約（令和 2 年 4 月 2 4 日改正）

# 中心市街地活性化基本計画

## ■ 中心市街地活性化基本計画の概要

### ○ 計画期間

- 平成27年4月 から 令和3年3月31日まで

### ○ 計画に記載している事業数

- 74事業

### ○ 中心市街地活性化の目標

- まちの活力の源となる来街者の増加

#### 【目標の指標】

定期利用者を除く 駅乗降客数

- まちなかの回遊性向上による賑わい創出

#### 【目標の指標】

歩行者通行量

- 商業の魅力向上による賑わい創出

#### 【目標の指標】

空き店舗等の率

### ○ 中心市街地の区域



# 中心市街地活性化基本計画の目標の結果について

## ■数値目標の経年の推移について

	目標値	基準値	経年の推移						
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
定期利用者を除く 駅乗降客数 (人/日)	43,900	41,925 (H24)	43,158	43,780	43,974	44,050	43,835	30,935	- ※1
歩行者通行量 (人/日)	4,390	3,885 (H24)	3,663	3,664	3,465	3,232	3,982	- ※2	3,314 (R3)
空き店舗等の 率 (%)	11.1	17.8 (H26)	-	14.6	11.4	11.4	10.6	- ※2	13.0 (R3)

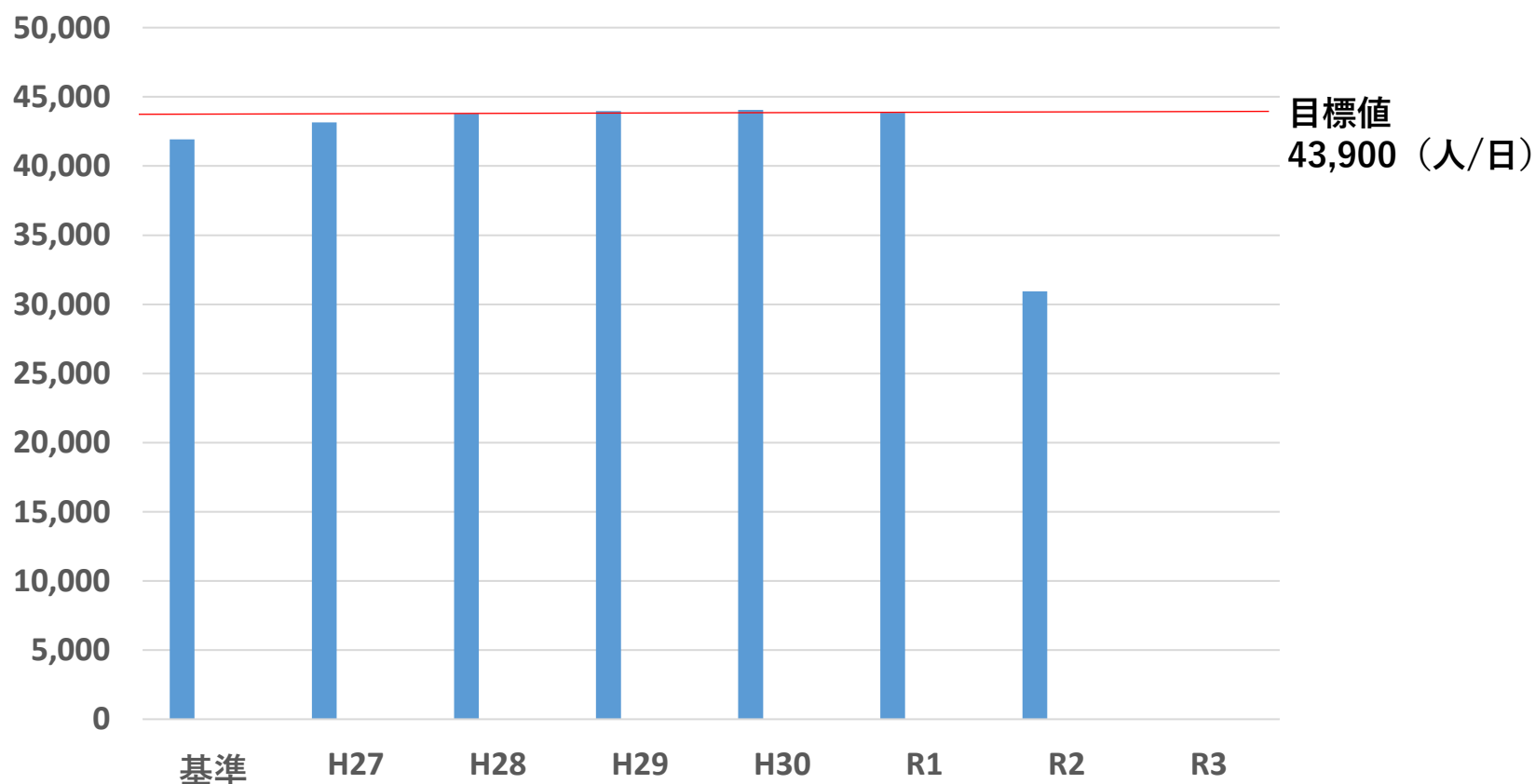
※1 R3の値については、R4.4～5月頃、鉄道会社へヒアリング予定

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施

# 定期利用者を除く駅乗降客数

## ■定期利用者を除く駅乗降客数の推移について

- ・平成29・30年度時には、目標値を達成している。
- ・しかし、令和元年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響により、値は著しく減少している。

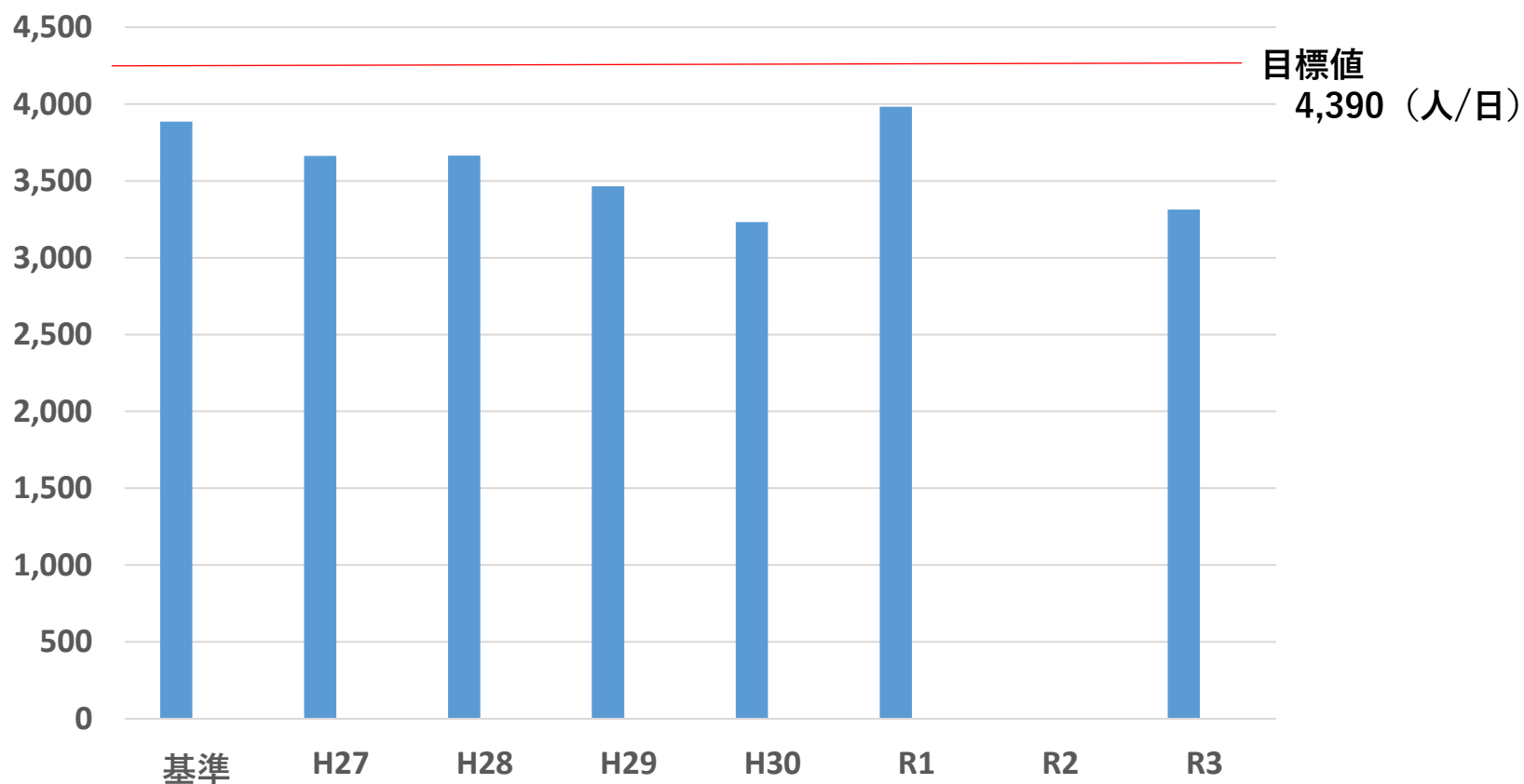


算出 南海高野線堺東駅及び南海本線堺駅の定期利用者を除く乗降客数の合計値

# 歩行者通行量

## ■歩行者通行量の推移について

- ・平成27年度から平成30年度まで減少傾向にあったが、令和元年7月時点では、増加の傾向の兆しが見えた。
- ・しかし、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、値は減少している。

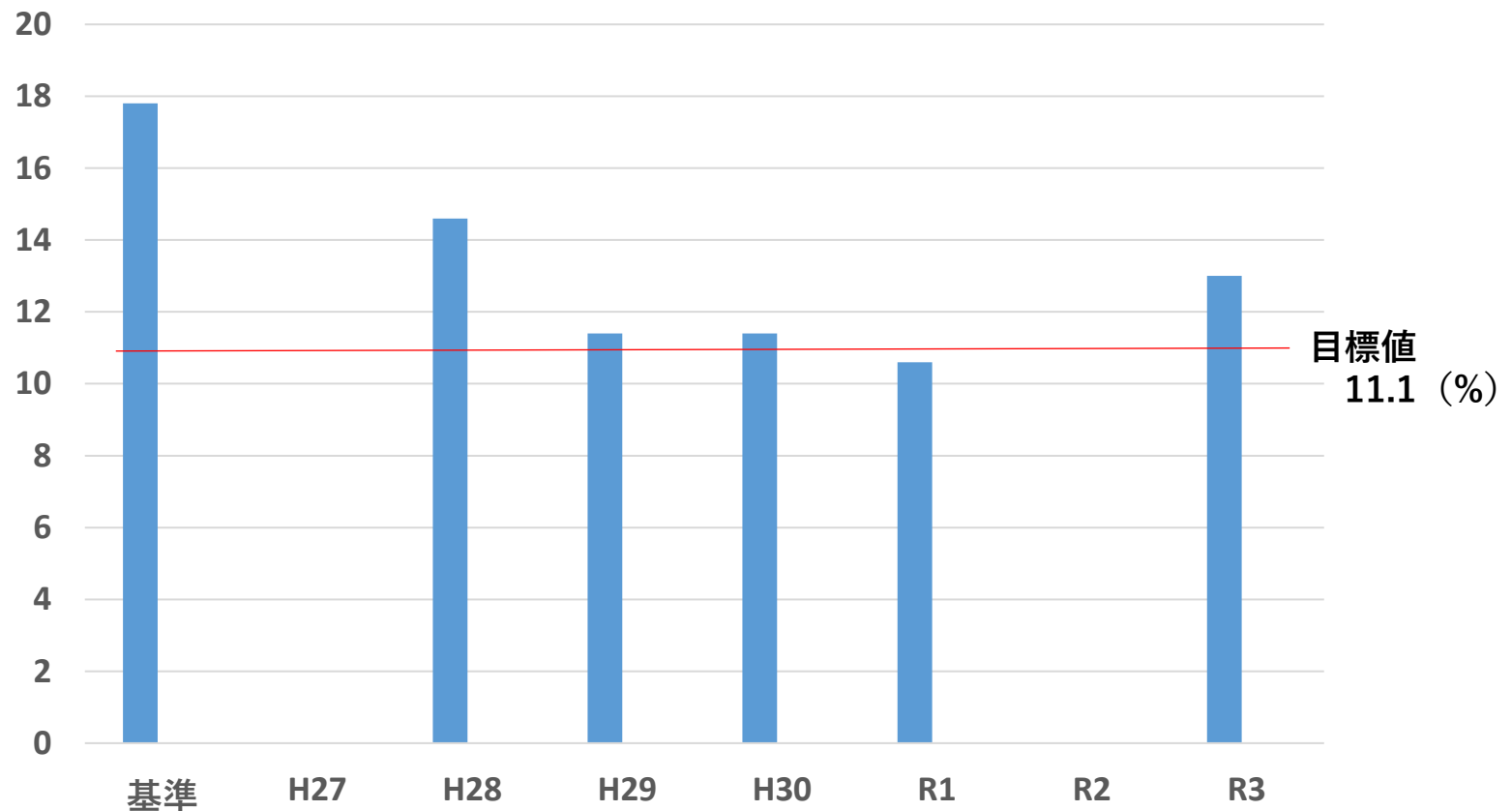


算出 堺東、山之口、堺駅で7月頃、休日・平日に分けて測定し、平均等した値  
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施

# 空き店舗等の率

## ■空き店舗等の率の推移について

- ・令和元年度時には、目標値を達成している。
- ・しかし、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、値は増加している。



算出 堺東、山之口、堺駅で8~9月頃、目視により測定し算出した値  
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施



## ○事業概要

事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業

施設建築物：

高さ：約85m（地下2階・地上24階）

主要用途：商業・業務、住宅（333戸）、  
駐車場（店舗50台、住宅172台）

公共施設：

道路（駅前歩行者空間等）

堺東駅前デッキ 有効幅員：約5.7～8.5m、延長：約131m

府道横断デッキ 有効幅員：約6m、延長：約41m

## ○事業スケジュール

平成29年3月 除却工事着手

平成30年5月 施設建築物本体工事着手

平成31年3月 公共施設工事着手

令和3年2月 施設建築物工事完了、公共施設工事完了

令和3年3月 歩行者デッキ等供用開始

令和3年4月 施設グランドオープン

令和3年7月 事業終了認可





### ○事業目的

老朽化に伴い閉館した市民会館を、芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを実施。

優れた舞台芸術や多彩な公演の提供をはじめ、文化芸術の練習や発表、集会に供する機能を充実させて、多様な交流やまちの賑わいに寄与するとともに、都心地域における良好な都市空間を形成し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。



外観



レストラン

### ○事業概要

施設名称/フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）

場所/堺市堺区翁橋町2丁1-1

構造/鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数/地上6階、地下1階

敷地面積/ 14,333㎡（翁橋公園を除く）

建築面積/ 8,883㎡

延床面積/ 19,772㎡

主な施設内容

大ホール（2,000席）、小ホール（312席）

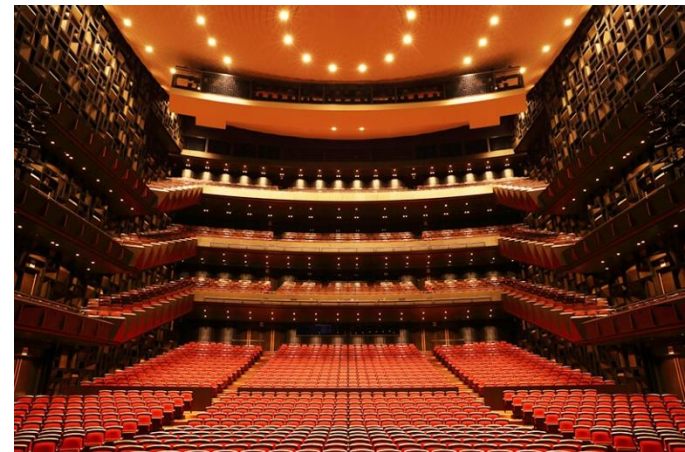
大スタジオ、小スタジオ、文化交流室、多目的室

交流・創作ギャラリー、レストラン、展望ガーデン

令和元年10月 グランドオープン

### ○公演実績（フェニーチェ堺主催・共催）

- ・令和元年度 大ホール 42公演  
小ホール 28公演
- ・令和2年度 大ホール 13公演  
小ホール 13公演



大ホール

# 大浜体育館建替え（武道館併設）事業の概要

## ○事業目的

PFI手法を活用し、老朽化した大浜体育館を建替え、市の武道振興の拠点となる武道館を併設し、市民がより安全で快適にスポーツに親しめる場を提供する。

## ○施設概要

（規模）地上2階、延床面積 約13,000㎡

（内容）アリーナ、観覧席（約3,000席）、武道館、

トレーニング室、研修室、キッズコーナーなど

※事業者の独自提案として、新体育館に近接したところに、自主提案施設（カフェと児童向け遊戯施設）を整備。（令和4年2月1日オープン）



↑ 外観図

## ○事業者

・つながりアリーナ大浜PFI株式会社

（大和リース株式会社を代表企業とするグループ）

## ○事業スケジュール

- |            |               |
|------------|---------------|
| ・平成30年4～8月 | 基本設計          |
| ・平成30年9月～  | 実施設計          |
| ・平成31年度～   | 建設工事          |
| ・令和3年4月    | 新体育館・武道館の供用開始 |
| ・令和3年6月    | 旧体育館の解体開始     |
| ・令和4年2月    | 自主提案施設オープン    |



↑ アリーナ



### ○事業目的

博愛ビルを建替え、商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出による街の顔づくり」に資する事を目的とする。

### ○事業概要

- ・ 事業名：博愛ビル活用事業
- ・ 高さ：39.30m（地上12階）
- ・ 主用途：宿泊・飲食
- ・ 公益用途：レンタルスペースサカイエ

### ○事業者

施設整備法人：ABホテル株式会社

設 計：株式会社けんちくの種

施 工：株式会社哲建

### ○事業スケジュール

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ・ 平成30年4月～11月 | 施設設計               |
| ・ 平成30年3月～9月  | 除却工事               |
| ・ 令和元年5月末～    | 仮設工事               |
| ・ 令和元年6月初旬～   | 本体工事               |
| ・ 令和2年8月10日   | 竣工                 |
| ・ 令和2年8月17日   | ホテル、レンタルスペースサカイエ開業 |



## 第26回堺市中心市街地活性化協議会へのご意見

委員のお名前： \_\_\_\_\_

令和4年 月 日

ご意見を自由にお書き下さい。

※本紙はそのままメールに添付してお送りいただくか、印刷してFAXして下さい。  
また、上記の内容をメールに記入してお送りいただいても結構です。

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和3年4月1日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
二上 始	シヨルノ会 会長	商業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
桑城 頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
高杉 晋	堺駅前商店会 会長	商業者
奴井 保雄	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
和田 幸晴	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
鳶岡 智基	南海電気鉄道株式会社 まちづくり創造室 沿線価値創造部 課長	交通事業者
中田 幸宏	南海バス株式会社 企画部 課長	交通事業者
中村 倫子	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
藤本 享史	国土交通省近畿地方整備局 宮繕部 調整課長	関係省庁
五反地 一弘	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局長	関係機関
勝真 雅之	堺市文化観光局 文化部 部長	堺市
田中 伸五	堺市産業振興局 商工労働部 部長	堺市
市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 部長	堺市
高橋 悦子	堺市建設局 サイクルシティ推進部 部長	堺市

堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和4年3月1日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
二上 始	シヨルノ会 会長	商業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
桑城 頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
高杉 晋	堺駅前商店会 会長	商業者
奴井 保雄	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
和田 幸晴	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
大塚 英生	南海電気鉄道株式会社 まち共創本部 企画部 課長	交通事業者
中田 幸宏	南海バス株式会社 企画部 課長	交通事業者
伊藤 誠人	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
藤本 享史	国土交通省近畿地方整備局 宮繕部 調整課長	関係省庁
五反地 一弘	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局長	関係機関
勝真 雅之	堺市文化観光局 文化部 部長	堺市
田中 伸五	堺市産業振興局 商工労働部 部長	堺市
市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 部長	堺市
高橋 悦子	堺市建設局 サイクルシティ推進部 部長	堺市

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程

最終改正 平成31年1月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第2項の規定に基づき、堺市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第2項各号に掲げる事項についての必要な協議又は調整に関する事項
- (2) 本規程第7条により専門部会が設置された場合、その運営に関する事項
- (3) その他、会長が別に指示する事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、堺まちづくり株式会社事務局長をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、本規程第2条について専門的に協議し、事業化に向けた検討を行うために、専門部会を置くことができる。



(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和3年4月1日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委	隈元 英輔	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
	奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
	木原 久友	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部長	交通事業者
	松平 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	交通事業者
	藤井 哲	阪堺電気軌道株式会社 取締役 総務部長	交通事業者
	出原 マドカ	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネージャー	地域経済
	員	堀内 佐智夫	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 大阪南部地区 支配人
土井 隆		株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
福岡 芳明		国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
宮前 誠		堺市文化観光局 局長	堺市
奈良 和典		堺市産業振興局 局長	堺市
澤中 健		堺市建築都市局 局長	堺市
西川 哲夫		堺市建設局 局長	堺市
監事	松下 繁雄	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部 地域コミュニティ室長	地域経済
	中辻 洋喜	堺市建築都市局 都市再生部 都心活性化担当 課長	堺市
オブザーバー	磯野 貴章	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	安達 富夫	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
	吉江 達也	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和4年3月1日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委 員	荻田 俊昭	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
	奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	泰田 崇義	南海電気鉄道株式会社 まち共創本部 企画部 部長	交通事業者
	野谷 将一	南海バス株式会社 取締役企画部長	交通事業者
	藤井 哲	阪堺電気軌道株式会社 取締役 総務部長	交通事業者
	出原 マドカ	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	加藤 猛史	関西電力株式会社 ソリューション本部 営業部門 地域開発グループ 課長	地域経済
	堀内 佐智夫	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 大阪南部地区 支配人	地域経済
	堀 正明	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
	福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
	宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
	奈良 和典	堺市産業振興局 局長	堺市
澤中 健	堺市建築都市局 局長	堺市	
西川 哲夫	堺市建設局 局長	堺市	
監 事	松下 繁雄	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部 地域コミュニティ室長	地域経済
	中辻 洋喜	堺市建築都市局 都市再生部 都心活性化担当 課長	堺市
オ ブ ザ ー バ ー	磯野 貴章	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	追川 典子	一般財団法人 民間都市開発推進機構 まちづくり支援部 第二課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	安達 富夫	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
	吉江 達也	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

## 堺市中心市街地活性化協議会規約

最終改正 令和2年4月24日

### (協議会の設置)

第1条 堺まちづくり株式会社及び堺商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、堺市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、堺市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、堺市堺区中瓦町2丁3番18号堺まちづくり株式会社内に置く。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 堺まちづくり株式会社
- (2) 堺商工会議所
- (3) 堺市
- (4) 法第15条第4項 第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、堺まちづくり株式会社の代表取締役をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、代理出席を合わせて半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、堺まちづくり株式会社が処理する。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第16条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、堺まちづくり株式会社がこれを決算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成19年11月30日から施行する。

附則（平成21年7月23日）

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附則（平成23年10月12日）

この規約は、平成23年11月1日から施行する。

附則（平成25年3月21日）

この規約は、平成25年3月21日から施行する。

附則（平成25年3月27日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月1日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年6月18日）

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年4月24日）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。